

ダム事業の検証の抜本的見直しを求める意見書

2012年（平成24年）5月2日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

国土交通大臣は、現在進められている「今後の治水のあり方に関する有識者会議」が提唱した方法によるダム事業の検証を中止し、以下のことを基本にしたダム事業の見直しを実施すべきである。

- 1 現在建設事業が進められている国土交通省の直轄ダム、補助ダム及び独立行政法人水資源機構のダムの全てを見直し対象とすること。
- 2 前項のダム建設事業に係わる全ての作業を一旦凍結した上で見直すこと。
- 3 いかなる洪水に対しても人身被害のような甚大な被害を防止し、被害を最小化するという治水理念の下に、河川整備計画にとらわれずに、総合治水対策を推進する方針を明確にした上で見直すこと。
- 4 独立かつ中立の機関による審査がなされるものとする。

意見の理由

第1 本意見書の経緯

1 はじめに

2009年の政権交代後の前原誠司国土交通大臣（当時）の指示を契機として、現在、国土交通省において、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるため、全国のダム事業の検証が行われている。

当連合会は、後記2のとおり、これまで、公共事業の見直しシステムや治水対策の在り方について、調査研究を行い多くの提言を行ってきた。

本意見書は、当連合会のこれまでの提言を基に、現在進められているダム事業の検証（以下「ダム事業検証」という。）の問題点を指摘し、その抜本的見直しを求めるものである。

2 公共事業見直しシステムについての提言

当連合会は、1998年9月18日の第41回人権擁護大会において、「環境保全と真の豊かさの実現に向けて公共事業の適正化を求める決議」を行い、我が国の公共事業の多くが各地で深刻な環境破壊を引き起し、必要性や投資効果に疑問があるにもかかわらず見直されることなく

継続されていることに鑑み、既存の公共事業を見直すため、独立かつ中立の「公共事業再評価委員会（仮称）」を設置し、市民参加の下で事業の中止を含む抜本的な再検討を実施することを提唱した。

そして、「ダム等建設事業の適正な見直しを求める意見書」（1999年7月15日）では、ダム等審議委員会による見直し手続及び再評価実施要領による見直し手続は公平さと適正さに欠けるものであるとして、独立かつ中立の「公共事業再評価委員会（仮称）」を設置し、市民参加の下に、ダム等の建設にかかる公共事業について抜本的かつ適正な見直しを改めて実施すること求めた。

3 治水対策の在り方についての提言

ダムは、川を堰き止めることによって、ダム湖による水没及びダム湖だけでなく、その下流さらには川が流出する海に回復困難な影響を与える。影響を与える範囲も、水だけでなく、土砂、生物・生態系、漁業、さらには地域社会に至るまで広汎に及ぶ。他方、ダムの治水上の効果は限定的なものである。

当連合会は、1997年の河川法改正によって、河川管理の目的に河川環境の整備と保全が加えられたにもかかわらず、依然として環境に深刻な影響を及ぼすダム建設が相変わらず推進されていることから、2007年7月12日には「流域自治に向けた河川法の改正を求める提言」を取りまとめ、旧河川審議会が2000年12月19日に提言した「流域での対応を含む効果的な治水の在り方について」の趣旨を更に進めるため、堤防やダムなどの河川管理施設だけに頼らない、流域全体の土地利用や森林管理を含めた、流域管理を住民自治で行う方向性を打ち出し、そのための当面の課題について提言を行った。

そして、2010年6月17日には、「ダム依存から脱却し、総合治水及び堤防の強化を求める意見書」を公表し、国及び地方公共団体に対し、ダム建設や堤防の改新築・河道掘削などの河道整備を続けても全て洪水を河道に閉じ込めることは不可能であり、この手法では壊滅的な被害の発生を防止できないのであるから、こうした従来型の洪水対策から脱却し、氾濫があることを前提とした総合的な治水対策を実施すべきであることを求めるとともに、河川管理者に対して、当面の対策として、既存堤防の破堤を防止するため、その強化を求めた。

ここでいう総合治水対策とは、いかなる洪水に対しても人身被害のような甚大な被害を防止し、被害を最小化するとの治水理念のもとに、河

川が氾濫することを前提にして、流域全体で、その特性に応じ、既存堤防の強化や河道の拡幅、浚渫に加えて、森林や畦畔を整備し、堤内地に、遊水地を設けたり、二線堤や輪中堤やこれらを兼ねる路盤の高い道路を作ったり、雨水貯留施設を作ったり、氾濫しやすい地域の開発を規制したり、ハザードマップ対策を進めるなどの流域で可能な対策を、流域住民の意思を反映させて、総動員することである。そして、洪水被害の防止と最小化のためには、堤防が決壊しないようにすること、破堤する場合であっても急激に破堤しないようにすることは、極めて重要であるから、既存堤防の強化は、今すぐにでも取り組むべきものである。

この意見書作成段階では、現在進められているダム事業検証の方法は検討中であったことから、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）」が非公開とされている点を除いては、その検討の方向性については大いに歓迎できるものと公表した。

しかしながら、その後明らかになったダム事業検証の方法は、後記第2から第4までに述べるとおり、当連合会が提言してきた治水対策の在り方や公共事業見直しシステムの在り方とはかけ離れたものとなってしまっている。

第2 ダム事業検証について

1 有識者会議の設置

2009年9月、川辺川ダム及びハツ場ダムの建設中止をマニフェストに掲げ、「緑のダム構想」を推進することや計画中又は建設中のダムについては、これを一旦全て凍結し、一定の期間を設けて、地域自治体住民とともにその必要性を再検討するなど、治水政策の転換を図ることを政策集に掲載した民主党を中心とする連立政権が発足した。

民主党政権で最初の国土交通大臣となった前原大臣は、同年11月、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる治水対策案の立案手法、新たな評価軸及び総合的な評価の考え方等を検討するとともに、これらを踏まえて今後の治水理念を構築し、提言することを目的として、国土交通大臣の私的諮問機関として、有識者会議を立ち上げた。

討議スケジュール（案）は別紙1のとおりであり、今後の治水理念を検討し、新たな治水理念に基づいて個別ダムの検証を行うのではなく、まず、「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ」（以下「中間

とりまとめ」という。)に基づいて個別ダムの検証を行った上で、今後の治水理念の提言の取りまとめを行うことになっている。

有識者会議は、「できるだけ忌憚のない意見交換を行う場にすべきだ」という観点から非公開とされ、議事録のみが後日公開される扱いとなった。

なお、前原大臣の示した見直し方針は、国土交通省政策集にあるように、全てのダム建設事業について、進められている作業を一旦凍結して実施するのではなく、「継続して進めることとしたダム事業」(47事業55施設)と「検証の対象となるダム事業」(89事業90施設)とに分けた上で、「検証の対象となるダム事業」についても、用地買収、生活再建工事、転流工事、本体工事の各段階に分類して、新たな段階には入らないことにしただけで、現段階を維持する作業は続けることとされた。そのため、見直しの対象となったダム建設事業は3分の2にすぎず、しかも、対象となったダム建設事業についても、現段階の維持するためということ、事業は進められ既成事実が積み重ねられていった。

2 ダム事業検証の進め方

有識者会議は、2009年12月3日に第1回の会議を開催して以降、2010年9月27日までに12回の会議を持ち、「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ」を行った。

2010年、前原大臣の後を次いだ馬淵澄夫国土交通大臣は、同年9月28日、各地方整備局長等に対する「ダム事業に係る検討」の指示及び補助ダムについて各都道府県知事に対する「ダム事業に係る検討」の要請を行った。これらのダム事業の検証に係る検討は、この中間とりまとめを反映した「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下「再評価細目」という。)に基づき進めることとされた。すなわち、ダム事業の検証に係る検討は、再評価実施要領による見直し手続の1つとして行われることになったのである。

なお、再評価細目では、後記3の検証主体が「検証にかかる検討」を行い、その検討結果を踏まえて国土交通大臣が判断する全過程を「検証」といい、「検証に係る検討」とは、再評価細目の第3から第4に定める検討をいうものとされている。

3 ダム事業検証に係る検討の手続について

(1) 検討主体と再評価の視点

再評価細目によると、検証に係る検討(以下「検討」という。)主体

は、事業実施者である各地方整備局等（補助ダムについて都道府県）とされ、検討主体は、事業の必要性等に関する視点、事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点を再評価の視点として、以下の手続により、検討を行うものとされた。

(2) 目的別の検討結果を踏まえた総合的な評価

第1に、検証対象ダムについて、目的（洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持等の観点）別に各対策案の検討を行った後、当該目的別の検討結果を踏まえた総合的な評価を行う。

「治水（洪水調節）の観点からの検討」では、再評価細目が示す26の方策により、幅広い方策を組み合わせ、複数（2～5）の治水対策案を立案、抽出の上、各治水対策案について7つの評価軸（安全度、コスト、実現性、持続性、柔軟性、地域社会への影響、環境への影響）ごとに評価した上で、総合的に評価する。

「新規利水の観点からの検討」では、はじめに、検討主体は、当該検証対象ダムに利水参画している全ての者に対し、ダムの事業に参画を継続する意思があるか、新たに開発すべき水利権量（以下「開発水量」という。）として何 m^3 /秒が必要か、を照会し、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう、また、当該検証ダムに代わる代替案が考えられないか検討するよう、利水参画者に要請し、次に、検討主体は、利水参画者が必要とする開発水量の算出方法や検討が行われた代替案の妥当性を確認し、これらを踏まえて再評価細目が示す17の方策から立案・抽出した治水対策案に対する利水参画者等からの意見聴取を経て、各対策案について6つの評価軸（目標、コスト、実現性、持続性、地域社会への影響、環境への影響）ごとに評価した上で、総合的に評価する。

「流水の正常な機能の維持の観点からの検討」では、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し、評価する。

これらを踏まえて最終的に検証対象ダムの総合的な評価を行う。

(3) 対応方針（案）の決定

第2に、検討主体は、検証の対象となるダム事業についての対応方針（事業継続または中止の方針）の原案を作成し、当該検証対象ダムの事業を所掌する地方整備局の諮問機関である事業評価監視委員会の意見聴取を行った上で、検討主体の判断によって対応方針（案）を決

定する。

(4) 国土交通大臣に対する検討結果報告

第3に、検討主体は、国土交通大臣に対し検討結果（対応方針（案）とその決定理由等）を記載した報告書を提出する。

(5) 科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保等を図るための措置

検討に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を講じるため、検討主体は、以下の、を行った上で、河川法第16条の2等に準じてを行う進め方で検討を行うものとされた。

「関係地方公共団体からなる検討の場」(以下「検討の場」という。)を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。関係地方公共団体の数が多い場合等においては、必要に応じ代表者を選定するなどの工夫をする。

検討過程においては、「検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集する。

学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。直轄ダム及び水機構ダムについては、河川法第60条第1項及び第63条第1項により費用負担をすることになる都道府県を含めて意見を聴くものとし、その時期は事業評価監視委員会への意見聴取前までに行うものとする。

(6) 検討の状況

有識者会議は、2012年4月26日の第22回有識者会議までに、検討主体から国土交通大臣に報告された合計28ダム建設事業の検討結果（19事業が継続、9事業が中止）について、中間とりまとめで示した共通的な考え方に沿って検討されたものであるとの意見を述べている。

第3 ダム事業検証の実際～ハッ場ダム建設事業の検証を例にとって～

1 検討の場の設置

ハッ場ダム建設事業の検討主体は、関東地方整備局（以下「関東地整」という。）であり、再評価細目に基づき、検討を行うことになった。そして、2010年9月27日、検討主体及び関係地方公共団体の長（1都

5 県の知事と 9 市区町村長) を構成員とする「検討の場」が設けられ、ここで関東地整による検討の経過報告と、これに対する関係地方公共団体の意見聴取が行われた。この「検討の場」には、下部組織として関係都県の担当部局長で構成する幹事会が設置され、実際の議事は、この幹事会で行われた。なお、この「検討の場」は、あくまで、関東地整が検討した内容を報告し、それに対する意見を聴く場にすぎず、検討のための議論をする場ではない。

幹事会も含めて、「検討の場」は、報道機関以外の傍聴希望者は中継映像による公開のみであったが、資料や議事録は原則公開とされた。

2 「検討の場」での議事経過

議事録からうかがわれるハッ場ダム建設事業の検討経過は別紙 2 のとおりであり、2010 年 10 月 1 日に第 1 回幹事会が開催されて以降、2011 年 11 月 21 日までに 10 回の幹事会と 1 回の「検討の場」(2011 年 9 月 13 日に第 9 回幹事会と合わせて開催) が開催された。

そして、2011 年 11 月 21 日に開催された第 10 回幹事会において、パブリックコメントの概要、学識経験を有する者から聴取した意見の概要及び 1 都 5 県在住者を対象に行った意見聴取の概要について報告がなされ、これらを踏まえた原案の案段階での対応方針(案)としては、「継続」とすることが妥当である旨の説明がされた。

なお、ハッ場ダム建設事業では、利根川水系河川整備基本方針にある八斗島(群馬県伊勢崎市)地点の基本高水ピーク流量 2 万 2 0 0 0 $\text{m}^3/\text{秒}$ という数値に疑義があったことから、新たな流出計算モデルを構築して検証したこと及び利根川水系では河川整備計画が未策定であったことから、それに相当する整備計画案を立案する必要がある、八斗島地点の目標流量をカスリーン台風時の最大流量の推定値 1 万 7 0 0 0 $\text{m}^3/\text{秒}$ とし立案されたという点に、特殊性がある。

3 ハッ場ダムの対応方針の確定

関東地整は、同月 22 日及び 29 日の 2 回にわたって、関東地方整備局事業評価監視委員会(委員長: 家田仁 東京大学大学院教授) に対し、対応方針(原案)の審議を求めたところ、同委員会は「ハッ場ダム建設事業については継続することが妥当であるものとする。」との答申を行った。

関東地整は、翌 30 日、国土交通大臣に対して、対応方針(案)の報告を行った。

これを受けて、前田武志国土交通大臣は、12月1日及び同月7日に開催された第20回及び第21回有識者会議に、八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討結果を諮ったところ、有識者会議は、検証のプロセスに瑕疵がないとの答申を行った。

その後、国土交通省は、同月22日、八ッ場ダム建設事業に関する対応方針を決定、公表し、ここに八ッ場ダム建設事業は「継続」することが決定された。しかし、民主党内にも根強い反対意見があることから、藤村修官房長官の裁定により、利根川水系河川整備計画の策定とその目標流量の検証及び「ダム中止後の生活支援再建支援法」案の次期通常国会への提出の2点が、本体工事予算執行の条件とされた。

第4 ダム事業検証の問題点とその抜本の見直しの方向

1 真に総合治水の観点からの見直しではないこと

(1) 有識者会議の設置目的が問題であること

真に「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考え方を実現したいのであれば、まずはその考え方を体現する治水理念を構築することが先決であろう。

しかし、有識者会議の目的は、「『できるだけダムにたよらない治水』への政策転換を進めるとの考え方に基づき、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案、新たな評価軸及び総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築し、提言することを目的とする。」(今後の治水対策のあり方に関する有識者会議規約第2条)とされている。つまり、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案、新たな評価軸及び総合的な評価の考え方等を検討する段階では、新たな治水理念は要求されていないのである。

それ故、後記(3)に述べるように、実際のダム事業検証の検討は、河川整備基本方針の基本高水ピーク流量と計画高水流量及び河川整備計画の整備目標洪水流量と計画高水流量を前提にしたものになってしまっているのである。

(2) 有識者会議が治水だけでなく利水及び流水の正常な機能の維持についても提言していること

上記のとおり、有識者会議の設置目的は、その名が示すとおり、治水対策及び治水理念に関する検討のみであった。しかし、中間とりま

とめでは、個別ダムを検証に当たって、その目的を超えて、利水及び流水の正常な機能の維持についても、対象に含めてしてしまっている。

多目的ダムにおいて、治水、利水及び流水の正常な機能の維持といった各目的を所要のものとして、対策を取るということにした場合には、ダム案が有利になることは当然であろう。

しかも、後記(3)に述べるように、治水及び流水の正常な機能の維持については、ダム案以外の代替案を立案するに当たって、河川整備計画で定める数値目標を前提にしてしまっているため、結局、ダム案が最も有利な案となってしまうのである。

(3) 河川整備基本方針及び河川整備基本計画の拘束が問題であること

1000兆円にも上る債務の償還で政策の自由度を失った財政状況の中、河川生態系を保全しつつ、洪水対策の実を上げ得るのは、旧河川審議会や当連合会が提言してきた、総合治水対策、すなわち、いかなる洪水に対しても人身被害のような甚大な被害を防止し、被害を最小化するとの治水理念の下に、河川が氾濫することを前提にして、流域全体で、その特性に応じ、既存堤防の強化や河道の拡幅、浚渫に加えて、森林や畦畔を整備し、堤内地に、遊水地を設けたり、二線堤や輪中堤やこれらを兼ねる路盤の高い道路を作ったり、雨水貯留施設を作ったり、氾濫しやすい地域の開発を規制したり、ハザードマップ対策を進める等の流域で可能な対策を、流域住民の意思を反映させて、総動員すること以外にない。この総合治水対策こそが、「できるだけダムにたよらない治水」の考え方を体現する治水対策にほかならない。

そして、真に、新たな治水理念として総合治水対策を推進するのであれば、河川の氾濫を防ぐことを前提にして定められている既存の河川整備基本方針の基本高水ピーク流量と計画高水流量及び河川整備計画の整備目標洪水流量と計画高水流量の拘束から開放されなければならない。これらの数値目標を前提にしたのでは、その数値をクリアするために立案された既存の案が、余程のことになれば、有利となるのは火を見るより明らかであるからである。

しかし、中間とりまとめは、実際のダム事業検証の検討においては、「複数の治水案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。(13ページ)として、河川整備計画達成のためにそれまでに検討された案が有利となるような条件を設定してしまっているのである。

なお、中間とりまとめは、「第1章 今後の治水対策の方向性」の「1.4 流域と一体となった治水対策のあり方」中で、「今後の治水対策の一つのイメージは、流域全体で治水対策を分担し」（8ページ）等として、当連合会が提言してきた流域対応又は総合治水対策的な表現をしているものの、結局、これも「河川への流出を極力遅らせることによって、洪水のピーク流量を軽減し、治水安全度の確保を図ることが重要である。」というものであり、河川整備計画で定める計画高水流量をクリアーするための方策として、述べられているだけで、本来の総合治水対策ではない。

また、コストについても、完成までのコストを評価軸に据えるなど、既存のダム計画が有利となるような条件を設定しているのである。

これは、利水や流水の正常な機能の維持についても同様であり、真の見直しというためには、利水については、各利水予定者の水需給計画そのものが合理的かどうか、流水の正常な機能の維持については、河川整備計画の正常な機能の維持流量が合理的に設定されているどうか、にまで踏み込んだ検討がなされるべきであるが、中間とりまとめでは、利水については、「利水対策案は、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確認の上、その量を確保することを基本として立案する。」（45ページ）、「河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し、評価する。」（60ページ）として、現状追認の検討しか要求していない。これもまた、既存のダム計画が有利となる条件設定である。

(4) まとめ

以上のとおり、ダム事業検証は、民主党政権が掲げ、当連合会が提言してきた「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換、すなわち総合治水対策を推進するという観点からのものとなっていない。

2 ダム事業検証における組織及び運営上の問題点について

(1) 有識者会議の議事は公開されるべきであることについて

有識者会議は、ダム事業検証における検討主体ではないものの、検証の手法を提言し、検討主体による検討結果がその手法に沿って検討されたかどうかについて意見を述べる（中間とりまとめ64ページ）という重大な職責を持った組織である。このような有識者会議の議事が、非公開ではなく公開されるべきである点については、2010年6月17日の「ダム依存から脱却し、総合治水及び堤防の強化を求め

る意見書」の中でも述べた。「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(1999年4月27日閣議決定)は、審議会等(国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条の審議会等)の運営について、「会議・・・を・・・公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。」との指針を定めている。「有識者会議」は、その運営費用は公金によって賄われ、その意見は国の政策決定に反映されるという機能を有することからすると、前記閣議決定に準じ、その議事は公開されて然るべきであろう。2010年には108の市民団体から有識者会議の公開を求める要望書が提出されているのも当然というべきである。なお、有識者会議の議事録は、発言者名が非公開とされているが、この点も早急に改められるべきである。

(2) 独立かつ中立の機関による審査がないこと

より根本的な問題は、ダム事業検証には、独立かつ中立の機関による審査が欠如していることである。

もとより、当連合会も、公共事業実施主体が、公共事業を推進するに当たって、自らが公共事業の在り方について要件を定め、それに合致しているか否かをチェックする必要性を否定するものではない。しかしながら、公共事業実施主体は、その目的達成のためには勢い公共事業推進に傾斜しがちであり、また、自らこれをチェックするといっても、既存の計画にこだわり、お手盛りになることはこれまでの歴史が示すとおりである。それ故、当連合会は、実効的な公共事業の見直しには、独立かつ中立の機関による審査が不可欠であることを繰り返し提言してきたのである。

ところが、ダム事業検証の在り方を決定し、各検討主体の検討結果を検証する等の役割を果たす有識者会議は、国土交通大臣の私的諮問機関に過ぎず、その人選も公共事業実施主体である国土交通省によってなされており、真に公正な審議が行われることの制度的担保を欠いている。

また、ダム事業検証では、有識者会議の中間とりまとめを基に、実際の検討作業を行うのは、実際にダム事業を推進している各地方整備局とされ、検討作業の流れの中で、検討の場での審議、パブリックコメントの実施、学識経験者や関係住民からの意見聴取、諮問機関である事業評価監視委員会の意見聴取等が行われることになっているものの、独立かつ中立の機関による審査は全く予定されていない。前述の

とおり、個別ダムの検討について有識者会議が意見を述べるのは、中間とりまとめで示した共通の考え方に沿って検討されたかどうかにはすぎず、具体的な内容にまで踏み込んでのものではない。

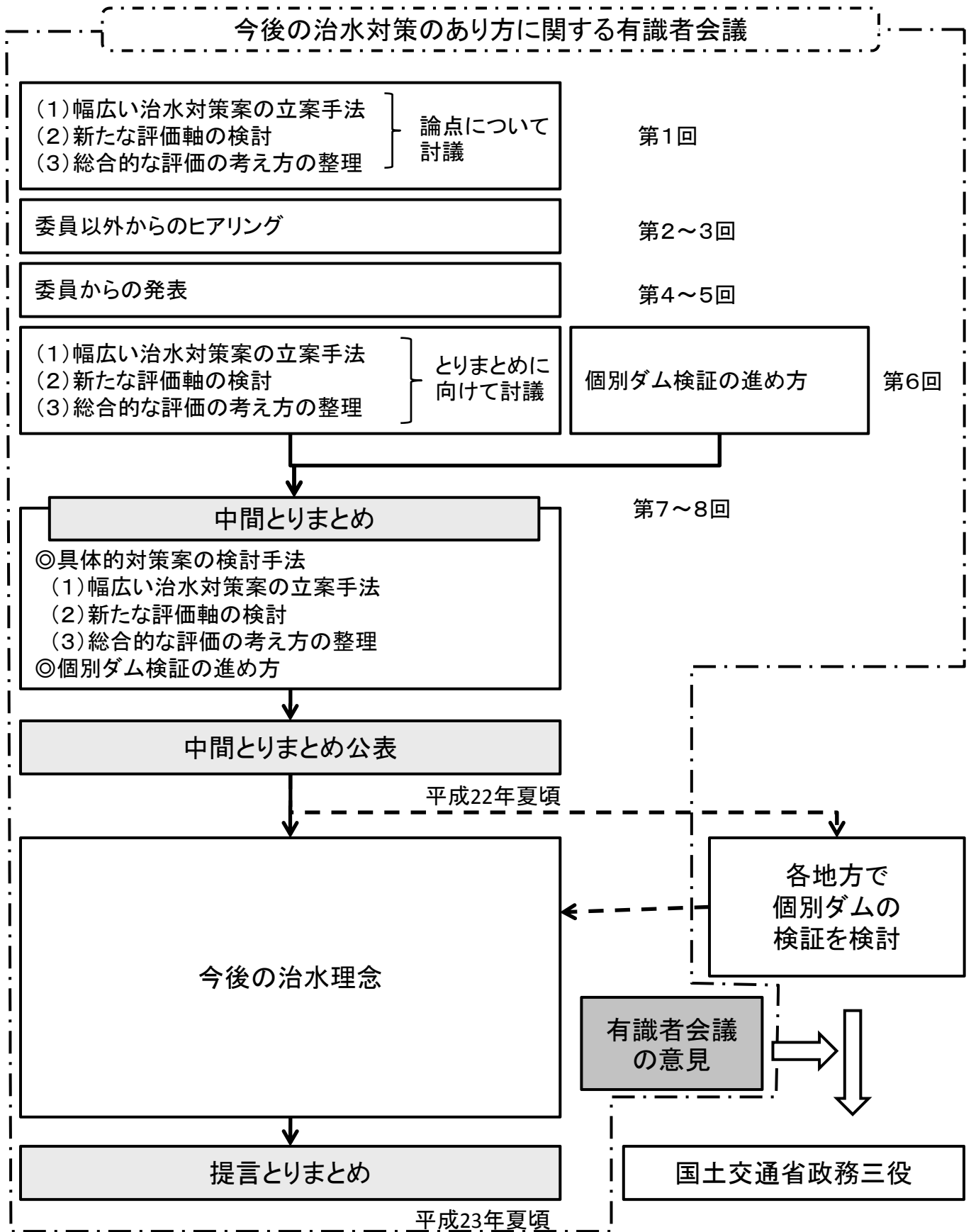
以上のとおり、ダム事業検証には、独立かつ中立の機関による審査が欠如しており、適正かつ実効的な見直しは期待できない制度である。

3 結論

以上のとおり、ダム事業検証は、当連合会がこれまで提言してきた、中立かつ独立の機関による審査ではなく、また、総合治水対策を積極的、かつ実効的に推進するという観点からのものではない点で、「できるだけダムにたよらない治水」への転換という行政目的を達成し得る制度ではない。

よって、現在建設事業が進められている直轄ダム、補助ダム及び水資源機構ダムの全てについて、作業を一旦凍結するとともに、現在進められているダム事業の検証は中止した上で、河川整備計画にとらわれずに、人身被害のような甚大な被害を防止し、被害を最小化するという治水理念の下、総合治水対策を推進するという方針を明確にした上で、独立かつ中立の機関によるダム事業の見直しを実施すべきである。

以 上



※スケジュールは現時点の案であり、今後の会議の議論等によって変わる可能性がある。

「検討の場」での議事経過

- 1 第1回幹事会 2010年10月1日
再評価細目による検討の手順についての説明がなされた。
- 2 第2回幹事会 2010年11月11日
利水について、ダム事業参画の意思・必要な開発量の確認を行っていることの報告がなされ、今後は利水参画者に水需給計画の点検・確認を行うことや代替案の検討を行うよう要請し、検討主体によって必要量の算出が妥当に行われているか確認作業をする等して、利水の目的別総合評価をし、さらに洪水調節、流水の正常な機能の維持という観点も含めて総合的な評価がなされることの説明がなされた。また、基本高水について、ハッ場ダムの検証と並行して新たな流出計算モデルを構築して検証する作業がなされていることが報告された。
- 3 第3回幹事会 2011年1月14日
事業等の点検の中間報告と基本高水の検証について日本学術会議に評価を依頼したことの報告がされた。
- 4 第4回幹事会 2011年2月7日
治水面、利水面それぞれについて代替案立案の方法の説明と学術会議での基本高水の検証状況について報告がなされた。
- 5 第5回幹事会 2011年5月24日
利水について、それまでの作業の結果、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確保することを基本として利水対策案を立案することにし、4つの利水対策案にダム案を加えた5案を利水参画者に提示し、意見聴取を行うとともに、詳細な検討を行うことが報告された。
この利水対策案の中には、水系間導水として富士川河口で取水して導水する案も含まれている。
- 6 第6回幹事会 2011年6月29日
基本高水の検証について、新たな流出計算モデル及びそれによる算出結果の説明とそれらが日本学術会議河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会で検討されていること報告がなされた。また、治水対策案のうち検証対象ダムを含む案については、再評価細目で河川整備計画が策定されていない水系では、河川整備計画相当の整備計画案を設定することになっているので、利根川水系では、八斗島地点の目標流量をカスリー

ン台風時の最大流量の推定値 1万7000 m³/秒として立案することにしたことの報告がなされた。

7 第7回幹事会 2011年7月19日

複数の治水対策案のうちハツ場ダムを含む案について説明がなされた。

8 第8回幹事会 2011年8月29日

ハツ場ダム堆砂計画及び総事業費の点検結果，治水対策案の評価軸ごとの評価，利水対策案の評価軸ごとの評価，流水の正常な機能の維持の対策案の概略検討及び流水の正常な機能の維持の対策案の評価軸ごとの評価について説明がなされた。

治水対策案では，ハツ場ダムを含まない治水対策案については，立案した20案のうち概略評価によって，河道掘削，渡良瀬遊水地の越流堤の改築と河道掘削，利根川直轄区間の上流の遊水地と河道掘削，部分的に低い堤防の存置（後陣場川合流点）及び二線堤，土地利用規制，宅地のかさ上げ・ピロティ建築化及び河道掘削の4案が抽出されている。

9 第1回検討の場・第9回幹事会 2011年9月13日

ハツ場ダム建設事業についての目的別の総合評価及び全体的な総合評価の説明がなされた。目的別の総合評価では，洪水調節及び新規利水とも「ダム案」が最も有利で，流水の正常な機能の維持の目的では，ハツ場ダムによる利水放流を考慮する場合の最も有利な案は「ダム案」だが，これを考慮しない場合は「ガイドライン案」という結果であり，全体的な総合評価で最も有利な案は「ダム案」とされた。

10 第10回幹事会 2011年11月21日

10月6日から11月4日まで実施したパブリックコメントの概要，11月4日に学識経験を有する者から聴取した意見の概要及び1都5県在住者を対象に11月6日から3日間にかけて行った意見聴取の概要について報告がなされ，これらを踏まえた原案の案段階での対応方針（案）としては，「継続」とすることが妥当である旨の説明がされた。